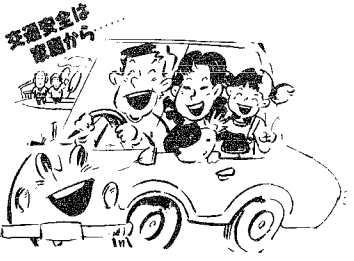




# ～少ない掛金で大きな補償～ (1人500円) 交通災害共済に加入を!



交通災害共済は、住民が交通事故により死亡したりけがをした時、その被災者や家族に見舞金を贈り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため県内一二市町村が共同運営している相互扶助制度です。

加入できる方は、平成8年4月1日(年途中の場合は申込み日)に県内市町村区域内に居住し、住民基本台帳、又は外国人登録されている方です。

ただし、学校等に在学し親元より離れ住居を受けて生活している方は、登録の有無にかかわらず加入できません。

対象となる交通災害は

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	700,000円
3	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	400,000円
4	治療を要した期間が7月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110日以上	180,000円
5	治療を要した期間が6月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上	150,000円
6	治療を要した期間が5月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上	120,000円
7	治療を要した期間が4月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上	100,000円
8	治療を要した期間が3月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上	80,000円
9	治療を要した期間が2月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30日以上	60,000円
10	治療を要した期間が1月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上	40,000円
11	入院通院の実治療日数7日以上	20,000円

①自動車等に伴う交通災害  
②電車等に伴う交通災害

で、単に歩いてけがをしたというものは該当しません。

また、たとえ対象となる交通災害でも、飲酒運転による交通災害や、医師による実治療日数6日以下のものは該当しません。

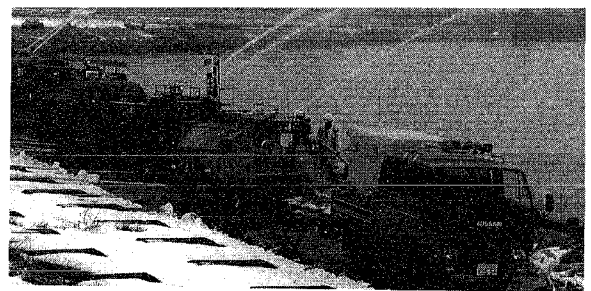
交通事故は誰もが遭いたくないとは思っていません。しかし、いつどこで遭うかわかりません。ぜひ、交通災害共済に加入してください。

## 小須戸町の交通事故件数

	平成6年	平成7年	増減数	増減率
件数	55	52	△3	5.5%
死者数	1	3	△2	200%
傷者数	70	63	△7	10.0%

平成7年1月から12月までの当町における交通事故発生状況は次のとおりです。

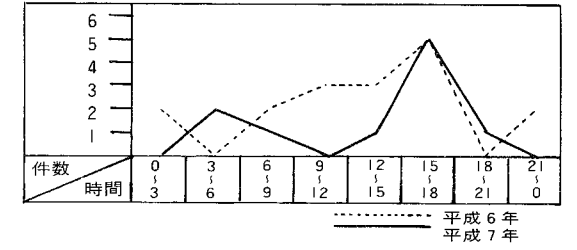
## 無事故・無火災でありますように...



1月6日、恒例の消防出初式が行われました。

関係者約50名が諏訪神社に集まり、無事故・無火災の祈願と20台の消防車のおほらいを行い、そのあと町内をパレードし、火の用心を呼びかけました。

昨年の小須戸町の火災件数は一件でした。ちなみに過去二年間の白根地区消防署管内の時間別火災発生状況をグラフにしてみると、15時～18時までに5件で全火災の50%を占めました。まだまだ寒い日が続きます。ストーブなどの暖房器具には充分お気をつけください。



## 町民のみなさん ご支援ありがとうございます



使い古したシャツや下着をジヨッキン「ハサミを持つなんて何十年ぶりだろう」なつかしいようなうれしそうな変な気分になれながら切っていく

★これは去年の暮れ、老人福祉センターでカラオケの会が中心となり30名の方々が下ふきの布を町の社会福祉協議会にプレゼントした時のことです★「これはいへん調法な品で介護者の方も本当に喜んでます。これからもご協力を是非お願いします」とヘルパーさんが感謝を込めて話してくれました。

## 歳末助け合い托鉢のお礼 浄財額 376,335円



小須戸町仏教会では歳末助け合い托鉢を行いました。全町の皆様から温かい浄財を賜り、幸福の輪が広がることと思います。

早速、社会福祉協議会を通じて、ねたきり老人・施設入所者・生活保護世帯・一人暮らし老人等に慰問品をお届けいたしました。

ご報告とともに、ご協力くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、次の方が昼食施主家となつていただきました。改めてお礼申し上げます。

藤田周一様(新町一)

### 閏年

今年(1996年)は「オリンピック」が開催される年と覚えていらっしゃる方が多いでしょう。また、三百六十五日の収入で三百六十六日を暮らすので、以前は「サラリーマンの厄年」などといわれたものです。

ご存じのように、閏年は四年に一度あります。太陽が春分点をスタートして黄道上を一周するのに、三百六十五日・二四二二日かかります。それで、一年を三百六十五日とし、余った分をまとめて四年に一度、二月を一日増やして二十九日とするのが閏年です。

こうすると、今度は小数点以下を四捨五入しても一日にはならないので、四百年に三回閏年をなくして平年にしていきます。

西暦が四で割り切れる年は、閏年です。今年一九九六年は閏年です。そして、百で割り切れる年は平年になります。そのなかでも、四百で割り切れる年は、閏年になります。したがって、西暦二〇〇〇年は、閏年です。

閏という漢字には、余る、余計、正当でないなどの意味があります。「閏位(正当でない君位)」などと使われますが、現在ではほとんど使われない言葉です。

昔は、閏年には子どもがでやすいなどの俗信があったようです。また、のんびりした人を「閏の十もあるような」と冷やかしたとも言われています。

ところで、二月七日は「北方領土の日」です。一八五五年に日露通好条約が結ばれ、北方領土が日本の領土であることが国際的に明確になった日です。

これを機会に、北方領土への関心を深めたいものです。

